

平成 25 年度第 1 回定例記者会見の説明内容

皆さん こんにちは。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
報道関係の皆様方には、日頃から本市の市政の P R ・取材などに、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、お配りしてございます次第につづられている資料に基づきまして、私からは、6 月定例市議会提出議案等のご説明をさせていただきます。

1 ページ を ご覧ください。

平成 25 年 6 月定例市議会であります。6 月 4 日（火）午後 1 時から開会いたします。

会期は、6 月 21 日までの 18 日間の予定であります。

資料の 2 ページ を ご覧ください。

今議会に提案する案件は、補正予算関係では、平成 25 年度香取市一般会計など 5 議案、条例案件では、「香取市特別 会計条例の一部を改正する条例の制定について」 など 2 議案、その他に「受託契約の締結」など 5 議案があり、全部で 12 議案であります。

このほか、「平成 24 年度香取市繰越明許費繰越計算書」 など、計 5 案件を報告いたします。

資料の 3 ページ をご覧ください。

まず、補正予算関係からご説明いたします。

今期の一般会計補正予算は、総額で 4,247 万 5 千円を 追加し、補正後の総額を、333 億 2,497 万 5 千円としております。

また、新たに設置する予定の「太陽光発電事業特別会計」の予算、6 億 7,800 万円を含めた特別会計、及び公営企業会計を合算した総額は、12 億 4,701 万 3 千円の増となります。

次に、補正予算の概要ですが、主なものを申し上げます。

資料の 4 ページ をご覧ください。

一般会計では、まず、1の「乗合タクシー運行事業」でございますが、これまでの調査・検討結果を踏まえ、本年10月1日から、小見川循環バス東南ルート^トの運行を休止し、当該地区をモデル地区として、乗合タクシー試行運行をすべく、720万円を計上いたしました。

次に、4の「風しんワクチン接種助成事業」ですが、4月1日にさかのぼり、対象者への助成を始めます。

助成額は、県の補助基準額や県内他市の平均的な助成額より1,000円ずつ上乘せし、風しんワクチンの場合は4,000円、MR混合ワクチンの場合は6,000円を上限とし、270万円を計上いたしました。

また、5の「繰上げ償還の実施」については、特定被災地となっている地方公共団体への支援措置の一環として、旧公営企業金融公庫から借入れを行ったもののうち、年利4%以上で、今年度10月返済分以降の残債について、9月20日に起債元金の繰り上げ償還を実施します。

一般会計においては、全額一括償還することとし、既に計上済みの利子等の減額補正分を相殺し、2,374万円を追加いたしました。

次ページに資料を添付いたしましたので、詳細はご覧いただきたいのですが、いわゆる補償金（利息相当額）が免除となるため、対象案件のある他の事業会計については、低い利率による借り換えを行い、償還利息の総額を減らすこととし、約10年間の影響総額は、利息分が約7,600万円、元金分として約4,100万円、計約1億1,700万円の削減ができると見込んでおります。

このほか、特別会計等の予算は、配布しました議案書のとおりであります。 「議案第6号香取市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」と関連いたしますので、とりわけ、新しく設置する予定の「太陽光発電事業特別会計」について、その概要を申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。

太陽光発電事業につきましては、昨年度の国の設備認定を受け、香取市が事業主体となり、今年度から具体的に事業着手します。

先ほど申し上げましたとおり、6億7,800万円を計上し、今年度中に設備工事を行い、平成26年4月からの発電開始を予定しております。

続きまして、条例等の概要をご説明させていただきます。

議案第6号「香取市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」の

案件は、

事業の内容につきましては、補正予算のところでもご説明いたしましたが、本事業は、地方 財政法施行令第 46 条で定める公営企業の電気事業に該当し、他と区別して経理すべきこととなっていることから、新たに「太陽光発電事業特別会計」を設置するものであります。

議案第 7 号「香取市児童遊園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の案件は、

同条例に規定している「天王宮(てんのみや)児童遊園」が、都市公園である「佐原公園」の区域内にあることから、都市公園として管轄かつ部署を一元で管理すべく、当該児童遊園を本条例から削除するものであります。

議案第 8 号「受託契約の締結について」の案件は、

東日本大震災により被災した香北地区の農地及び農業施設については、千葉県の「受託県営土地改良事業及び施設災害復旧事業取扱要領」に基づき、受託県営事業として平成 23 年度から施行しておりますが、今年度は、排水路 57 か所、10,427mの復旧工事を施行することとし、千葉県と契約金額 6 億 3 千万円で受託契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第 9 号「教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」の案件は、

平成 25 年 7 月 11 日をもって任期満了となります 伊藤待子(いとうまちこ)氏を引き続き教育委員会の委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」の 3 案件は、

いずれも本年 9 月 30 日をもって任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦につき、議会の意見を求めるものであります。

諮問第 1 号の 篠塚悦子(しのつかえつこ)氏 及び第 2 号の 椎名正男(しいなまさお)氏 の両名につきましては、引き続き、人権擁護委員の候補者に推薦するものであります。

諮問第 3 号の 繪嶋寛(えばとひろし)氏 につきましては、退任する委員の後任として、人権擁護委員の候補者に推薦するものであります。

次に 報告案件につきましてご説明申し上げます。

報告第1号から第4号の案件は、

いずれも予算の繰り越しについて、議会に報告するものであります。これらにつきましては、別途、総括表を作成しておりますので、配布資料に戻りまして、7ページをご覧ください。

国の経済対策及び、災害復旧事業を早急に進めるなどの影響から、年度またぎの事業がたいへん多く、一般会計は、29事業で約29億2,300万円を繰り越すこととなりました。

他の会計につきましても、配布資料のとおり、災害復旧事業を主なものとして、繰越処理を行ったところであります。

報告第5号「専決処分の報告について」の案件は、

議会の議決を経た東日本大震災の災害復旧に係わる工事請負契約の変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

その内容は、去る平成24年9月香取市議会定例会におきまして可決され、契約を締結いたしました「香取市立新島中学校校舎新築復旧工事（建築工事）」の工事内容に変更が生じたことから、契約金額を420万円減額し、変更後の契約金額を5億8,096万5千円としたものであります。

以上であります。よろしく お願いいたします。